

「法の精神」を学ぼう！

法学部長 山本敬三

新入生の皆さん。御入学おめでとう。受験生活から解放され、いま人生の一つの節目に立ち、大いなる希望をもってこれから始まる大学生活のプランを考えていることでしょう。法学部に入った皆さんは社会科学をとくに法律を中心として勉強することになります。法を学ぶとき、よく「legal knowledge よりも legal mind を修得せよ」ということがいわれます。これは個々の法律規定よりも法的な物の考え方、すなわち「法の精神」を学べということです。法治国家として現在のわれわれの社会には無数の法律があります。それらをすべて知ることは不可能に近いものです。しかし、法の精神を体得しておれば、どのような事態に直面しても適切に対応できます。法の形式のみにとらわれて、それを酌予定規に解釈したりすることなく、その法の真の内容に迫ることが必要です。

イギリスに“Good lawyer, Bad neighbour”（良き法律家は悪しき隣人）という法諺があります。近所に法律家がいると権利ばかり主張してうるさいので隣人としては好ましくない、というような意味です。ほんとうにそうでしょうか？ 真に法の精神を体得している良い法律家であれば、良い隣人でもあらうはずです。すなわち“Good lawyer, Good neighbour”であると私は思います。

法は社会生活を規制するものです。ところがその社会たるや常に変化しております。本来保守的な法と変動する社会の間には当然の

ことながらギャップが生じます。そのようなギャップも法の精神さえ知っていれば克服することができます。ソ連のペレストロイカ、東ヨーロッパの変革、ドイツの統一、そして中近東の危機など、現在の世界はまさに激動の中にあります。このような時こそ法の精神にたちかえって考えることが必要です。

法の精神は法律ばかり勉強しても修得できません。健全な常識をつけることがぜひとも必要です。幅広い勉強が要求されます。そのためにはなによりも本を読むことです。最近の学生の「本ばなれ」はかなり深刻なようです。部屋にりゅうぱなステレオやテレビやビデオは完備しているのに本棚さえなく、本がちらほら、それもマンガの本というのではあまりにも寂しすぎます。

理科系の学生にくらべれば、法学部の学生には自由な時間がたっぷりあります。この自由を生かすも殺すも皆さんのやり方次第です。

青春は二度ときません。そして青春はあつという間にとおりります。いま入学のこの時に自分の人生プランをしっかりと確立し、大学生活を悔いのない思い出の青春時代にして下さい。青春を大切にすること、英語では“Art is long, Life is short”, ラテン語では“Ars longa, vita brevis”, そして、中国の古い詩では、——私の好きな詩です。味わってみて下さい。

『少年易老学難成，一寸光陰不可輕。
未醒地塘春草夢，階前梧葉已秋声。』